

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

◇告 示

- 解除予定の保安林(三件)
- 国有財産の用途廃止(三件)
- 土地区画整理事業の施行の認可(二件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 建築基準法による道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第五百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市般若字本松四二八の一、四二九の一、字駄カヘシ四三一、棕

波字大清水六一〇の一、六一一の一、字坂谷六一五、立見字杣小屋九六二の四、九六三、九六四の一(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の三、一二九六の六、一二九六の一四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字奥野字南山神五六三、五六四、字牛古屋五六八の一、五六八の二、五七六、五七七、字牛コロヒ五八三の一、五八四、五八五、字足洗場六一二、六一三、字モチネ畑六一九の三（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年七月十八日から用途廃止した。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

倉吉市生田字欠口二二三番地先

（平方メートル）
三三・三二

用途
道路敷

鳥取県告示第五百十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年七月十八日から用途廃止した。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

気高郡青谷町青谷字下寺地四一六六番九地先から
同町青谷字大次四一〇三番地先まで

（平方メートル）
二六三・一六

用途
水路敷

気高郡青谷町青谷字下寺地四一六六番九地先から
同町青谷字大次四一〇三番地先まで

三三四・三三

用途
堤塘敷

気高郡青谷町青谷字下寺地四一六五番五地先から
同町青谷字大次四一〇七番地先まで

七六一・六六

用途
道路敷

気高郡青谷町青谷字イタラズ四一五九番地先

八二・二九

用途
道路敷

気高郡青谷町青谷字イタラズ四一四六番地先

七六・七〇

用途
道路敷

気高郡青谷町青谷字大次四一〇七番地先

四九・二四

用途
道路敷

気高郡青谷町青谷字大次四一〇八番地先

六九・九六

用途
道路敷

鳥取県告示第五百十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年七月十八日から用途廃止した。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	米子市道笑町三丁目一六九番六地先から同市道笑町三丁目一五二番一地先まで
(平方メートル) 積	五四・一三
用途	水路敷

鳥取県告示第五百二十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、大杣土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の住所及び名称

鳥取市今町二丁目三八二番地

有限会社 山 根 産 業

鳥取市大杣二番地三

稲 田 卓 朗

鳥取市大杣五番地

阪 下 廣 幸

鳥取市大杣三五番地

安 藤 正 寿

二 事業施行期間

昭和四十八年七月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市大杣字上八町、字下八町、字下中島及び字上中島の各二部並び

に東今在家字畑ヶ田の一部

四 土地区画整理事業の名称

大杣土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市今町二丁目三八二番地

有限会社 山根産業事務所内

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

七 事業年度

昭和四十八年度

八 公告の方法

鳥取市今町二丁目三八二番地有限会社山根産業事務所前に掲示する。

鳥取県告示第五百二十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市三津字入江及び字赤瀬の各一部

第二工区

鳥取市三津字狭間戸ノ式、字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字番

屋敷、字西山、字山崎及び字石原平の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第三土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目三一九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

七 施行者の住所

鳥取市東町一丁目三一九番地

八 事業年度

第一工区

昭和四十八年度

第二工区

昭和四十八年度から昭和五十年年度まで

九 公告の方法

鳥取市東町一丁目三一九番地 鳥取県住宅供給公社前に提示する。

鳥取県告示第五百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年一月二十九日 鳥取県指令受都計第七百八十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字蓮池

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇

NKT興産株式会社

代表取締役 久 保 峯 敏

鳥取県告示第五百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年七月二十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 鳥取市永楽温泉町 五〇五 株式会社 内湯観光ホテル 代表取締役 谷口 晃一	道路の位置の指定場所 鳥取市西品治字田島前ノ二 八一九ノ一の一部	道路の幅員及び延長 幅員 四・八〇メートル 〓 五・四〇メートル 延長 一九・七四メートル
--	--	--